

第2章 絶対に必要な看護学の基礎知識

第1節 総論

尾上 裕子

はじめに

看護の領域には外科系・内科系のみならずさまざまな分野があり、それぞれにスペシャリストと呼ばれる者が育ってきている昨今ではあるが、実に多くの看護師が関わり、患者のそのつらさを共有している領域ががんであると考えられる。

がん看護に関わる時、われわれ看護師はがんに関する知識・技術だけではなく心理面のサポートがいかに重要であるかを痛感すると同時に、高いコミュニケーション能力が求められることに気づく。

がん看護に携わる者として、最低限知っておきたい知識、技術は何なのか、看護の視点から見て、絶対に知っておくべきことや留意事項は何かを、現場での体験を基に述べる。

1. がんを診断された患者に出会ったら

まず、患者の表情を読み取ろう。できれば一言言葉を交わしてみよう。すでに告知を受けている患者はもちろん、はっきりした診断が伝えられていない患者でも、状況から察して一度は「がん=死の病」という思いにとらわれてきたはずである。このことは、今患者が何を思っているのか、病気に対する認知度やキューブラー・ロス (E. Kübler-Ross) による受容の過程のどの段階にあるのかを知る大きなきっかけになる。

次に、われわれ看護師が必ず行うところの3側面からの情報収集は大切である。がんの種類、進行度により症状は変わり、その症状のつらさから患者は不安や恐怖感にとらわれてしまうのである。どんな苦痛を持っているのか、適切なアセスメントが重要である。痛みの種類には、身体的、精神的、社会的、加えて霊的なもの（スピリチュアルペインと呼ばれる）があるといわれているので、これらの苦痛緩和を図るためにも多職種によるチームアプローチの必要性を忘れてはならない。緩和ケアは、がんが早期であれ末期であれ、必要性が生じることは少なくない。

多くのがんは、早期であれば治癒が期待できる。その治療法については医学の基礎知識の章で述べられているが、十分な説明と納得により患者自身が選択したその治療法に対して、われわれ看護師は質の高いケアを展開しなければならない。患者の自己決定を支持し、患者の心に寄り添ってサポートしていくという看護師自身の姿勢を見せていくべきである。また、残念ながら治癒を目指す治療法を選択ができなかった場合、ケアする者もされる者も非常につらい思いを抱くことにはなるが、緩和ケアが適切に行われることが、患者、家族の心と体を癒し、それはむしろ延命効果につながることを知るべきである。痛みに対する不安を抱えた状況の中で、人は旅立ちの準備をすることはできないし、大切な人への感謝の気持ちを表すこともできないのである。旅立ちのカバンの中に何を入れてあげるのか… とは20年以上も前の勉強会で教わったことであるが、今にも十分通じることであ

はじめに

看護師が看護の担い手として直接的または間接的に関わりを持つ法律の領域は、憲法をはじめとして、保健師助産師看護師法（保助看法）、医療法、薬事法、個人情報保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、母体保護法、感染症予防法、介護保険法、社会福祉法など、多岐にわたる。日常の業務において、これらの法律を直接に意識することは少ないかも知れないが、元を正せばこれらの法律に結びつくことは少なくない。

最高裁判所による医療関係訴訟事件に関する統計データ（表）を見ると、1998年の新受件数632件、既済件数582件、5年後の2003年では新受件数1,003件、既済件数1,035件、10年後の2008年では新受件数877件、既済件数986件となっている。1990年代後半から急速に増加し、2000年代前半をピークとしながらも、その後もほぼ横ばい状態を維持している。このような状況は、医療従事者として看護師が、訴訟というフィールドで法との関わり合いを持つことになる可能性を示していると同時に、チーム医療が一般化する中で、患者にとってケアの多くの部分を占める看護を担う者として、その責任の全うを期待されていることの現れとも言えよう。

1. 看護師の行為に関する法的責任

看護師の業務は、一般に、保健師助産師看護師法（以下、保助看法）5条に基づき、看護師が主体的な判断と専門的技術をもって行う本来的業務である「療養上の世話」と、医療行為の一部について医師の指示の下に行う「診療の補助」（相対的医行為）とに分けられる。医療行為については、このほかに、医師の指示があっても看護師が行えない行為（医師のみが行える行為、絶対的医行為）がある（図1）。その業務の性質から、療養上の世話においては、看護師の主体的責任が問題となり、診療の補助においては、医師の補助者としての責任が問題となる。

看護師が行った行為について、その行為の後に法的な評価を受ける場面は、刑事責任、民事責任および行政責任に関するものである。たとえば、看護師が人工呼吸器に滅菌精製水を補充する際に、誤って消毒用エタノールを補充してしまい、その結果、患者が死亡し

表 医療関係訴訟事件の処理状況（最高裁判所ホームページより引用改変）

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
新受件数	632	678	795	824	906	1,003	1,110	999	913	944	877
既済件数	582	569	691	722	869	1,035	1,004	1,062	1,139	1,027	986